

## 成果目標について

## ＜成果目標の設定＞

項目	国の基準	大阪府の考え方	堺市の基準値 又は現状	堺市の目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	国基準に準じる	令和元年度末施設入所者 444人	令和5年度末時点で、27人が地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減	国基準に準じる	令和元年度施設入所者 444人	令和5年度末の施設入所者 436人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定	令和5年度精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数8,688人 (年齢区分は設定しない)	令和元年度精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数899人	令和5年度精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数852人 (年齢区分は設定しない)
	令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする	国基準に準じる	(集計中)	国基準と同じ
	令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする	国基準に準じる	-	国基準と同じ (大阪府全体の目標値)
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討する	国基準に準じる	面的整備により設置済	年1回以上運営状況を検証及び検討する

項目	国の基準	大阪府の考え方	堺市の基準値 又は現状	堺市の目標
福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする	国基準に準じる	令和元年度 188人	令和5年度中の移行者 239人（※）
	就労移行支援を通じた移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上	国基準に準じる	令和元年度 113人	令和5年度中の移行者 160人
	就労継続支援A型を通じた移行実績を令和元年度実績の1.26倍以上	国基準に準じる	令和元年度 29人	令和5年度中の移行者 40人
	就労継続支援B型を通じた移行実績を令和元年度実績の1.23倍以上	国基準に準じる	令和元年度 25人	令和5年度中の移行者 32人
	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する	国基準に準じる	－	国基準と同じ
	令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする	国基準に準じる	－	国基準と同じ
工賃の向上	－	個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額	令和元年度 10,207円	令和5年度 17,443円
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	令和5年度末までに、基幹相談支援センターを全市町村に設置する 相談支援体制の充実・強化	平成24年度に基幹相談支援センターを設置済	基幹相談支援センターを中心に、主任相談支援専門員と協働しながら、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援体制を強化する

※自立訓練等からの就労移行を含む。

項目	国の基準	大阪府の考え方	堺市の基準値 又は現状	堺市の目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬請求エラーの多い項目について集団指導等の場での注意喚起</li> <li>・審査事務を担う市町村と連携体制を構築</li> <li>・指定権限を有する市と協議する場を設置</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬請求エラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う</li> <li>・大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施を推進する</li> </ul>
障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置	国基準に準じる	令和元年度 4箇所	昭和49年4月に 整備済
	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	国基準に準じる	令和元年度 5箇所	7箇所
	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	国基準に準じる (ただし、大阪府内の重症心身障害児の人数で目標値を設定)	令和元年度 6箇所 (多機能型を含む)	9箇所
	令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	国基準に準じる	平成30年度に協議の場を設置済 令和2年度に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置済	